

京都府地球温暖化対策条例 京都府地球温暖化対策推進計画 の見直しについて

1

京都府地球温暖化対策条例及び推進計画(現行計画)の概要

<法律>

- ◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律117号）
- ◆ 気候変動適応法（H30.6.6成立、H30.6.13公布 H30.12.1施行）

<条例>

- ◇ 京都府地球温暖化対策条例(H18.4施行)
- ◇ 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(H21.4施行)

■ 京都府地球温暖化対策推進計画

➤ 計画の位置づけ

府温対条例第10条第1項の規定に基づく計画、かつ温対法第20条の3第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」(区域施策編)と位置づけ

➤ 計画期間 平成23年度から平成32年度までの10年間

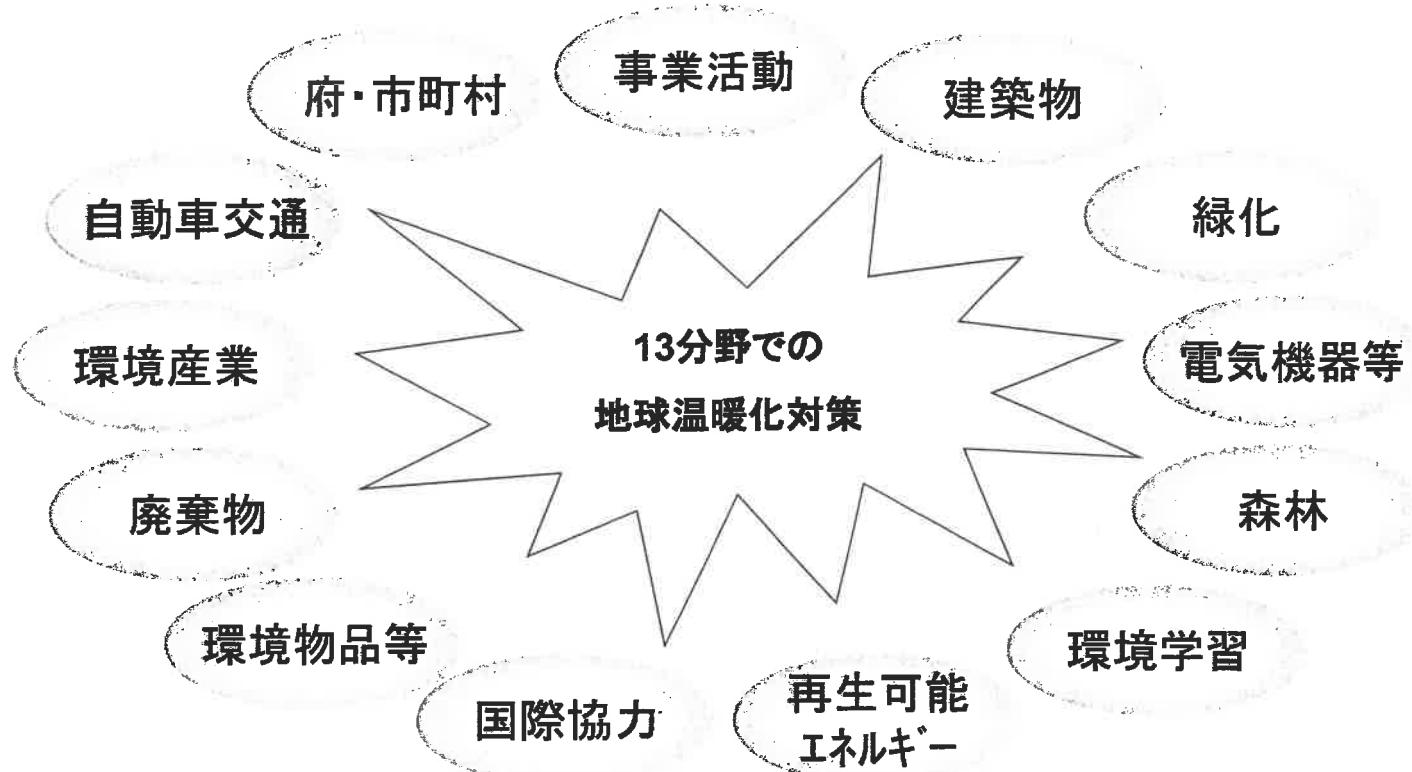
➤ 計画の目標 府温対条例に規定する温室効果ガス排出削減目標

【長期的目標】 2050年度までに温室効果ガス排出量が1990年度比で80%以上削減された持続可能な京都の創造を目指す

【中期的目標】 温室効果ガス排出量を2030年度までに40%削減(1990年度比)

【当面の目標】 中期目標を着実に達成するため、温室効果ガス排出量を2020年度までに25%削減(1990年度比)

条例目標の達成に向けて、13分野での地球温暖化対策を規定し、
対策を展開



京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成

I はじめに

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の目標
5. 計画の策定手法

II 京都府の地球温暖化対策の現状と課題

1. 京都府の地球温暖化対策の推進状況
2. 京都府内の温室効果ガス排出量
 - (1) 総排出量の推移
 - (2) 部門別排出量の状況
3. 京都府の地球温暖化対策の課題

III 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測

1. 京都府の将来の社会・経済の想定
2. 温室効果ガス排出量の将来予測

IV 目標達成のために実施すべき対策及び施策の推進

1. 目標達成のために実施すべき対策
2. 施策の推進
 - 施策群1 京都の知恵と文化を暮らしに活かそう
 - 施策群2 再生可能エネルギーを最大限に活用しよう
 - 施策群3 環境産業を発展させよう
 - 施策群4 自立した持続可能な地域を創ろう
 - 施策群5 森林を守り育てよう
3. 施策推進の測定指標

V 地域別施策の重点事項

1. 温室効果ガス排出量からみた地域特性
2. 地域特性を踏まえた施策の重点事項

VI 地球温暖化の影響に対する適応策の推進

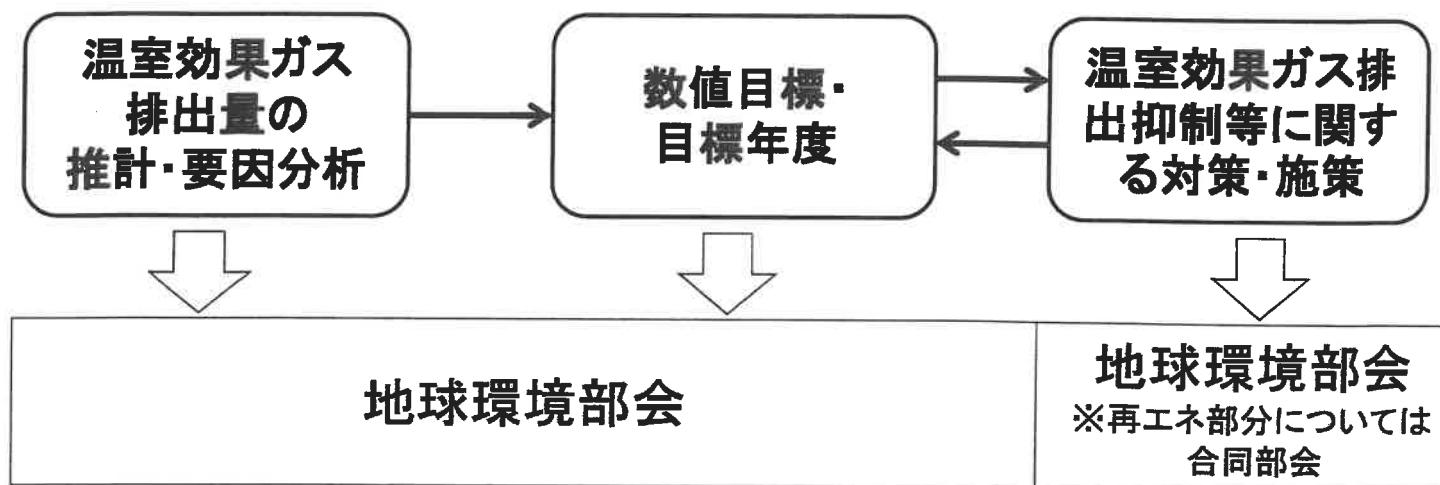
VII 計画の進行管理

地球環境部会での審議事項

総合政策・地球環境合同部会



温対条例改正・計画改定に向けた基本的事項・背景・意義 (目指すべき将来像・本府総合計画等との関係を整理)



条例改正・地球温暖化対策推進計画 検討工程表(案)

■令和元年度

審議会	府条例改正、地球温暖化対策推進計画改定に係る主たる論点 (地域気候変動適応計画策定を含む)
部会①	目指すべき社会像、対策の方向性等
部会②	目指すべき社会像、対策の方向性(数値目標に向けて) 将来推計、数値目標、改正項目の論点整理
部会③	条例改正項目；特定事業者 & クレジット 再エネ普及策；減免規定等
部会④	条例改正項目；特定事業者 & クレジット、適応策
部会⑤	条例改正項目；特定建築物・小売電気事業者、適応策 再エネ普及策；特定建築物(再エネ)・小売電気事業者
部会⑥	数値目標、条例改正項目；次世代自動車、マイスター制度、適応策、新規施策
部会⑦	改正条例 中間案策定

※総合政策部会と合同開催とするかは、検討状況により隨時調整

条例改正・地球温暖化対策推進計画 検討工程表(案)

■令和2年度

審議会	府条例改正、地球温暖化対策推進計画改定 (地域気候変動適応計画策定を含む)
	改正条例 パブリックコメント
地球部会	改正条例 答申案 → 環境審議会から 改正条例 答申へ
地球部会	改定計画 中間案策定
	改定計画 パブリックコメント
地球部会	改定計画 答申案 → 環境審議会から 改定計画 答申へ

※総合政策部会と開催とするかは、検討状況により隨時調整



令和3年度 改正条例施行・改定計画実施

7

本日御議論いただきたい事項

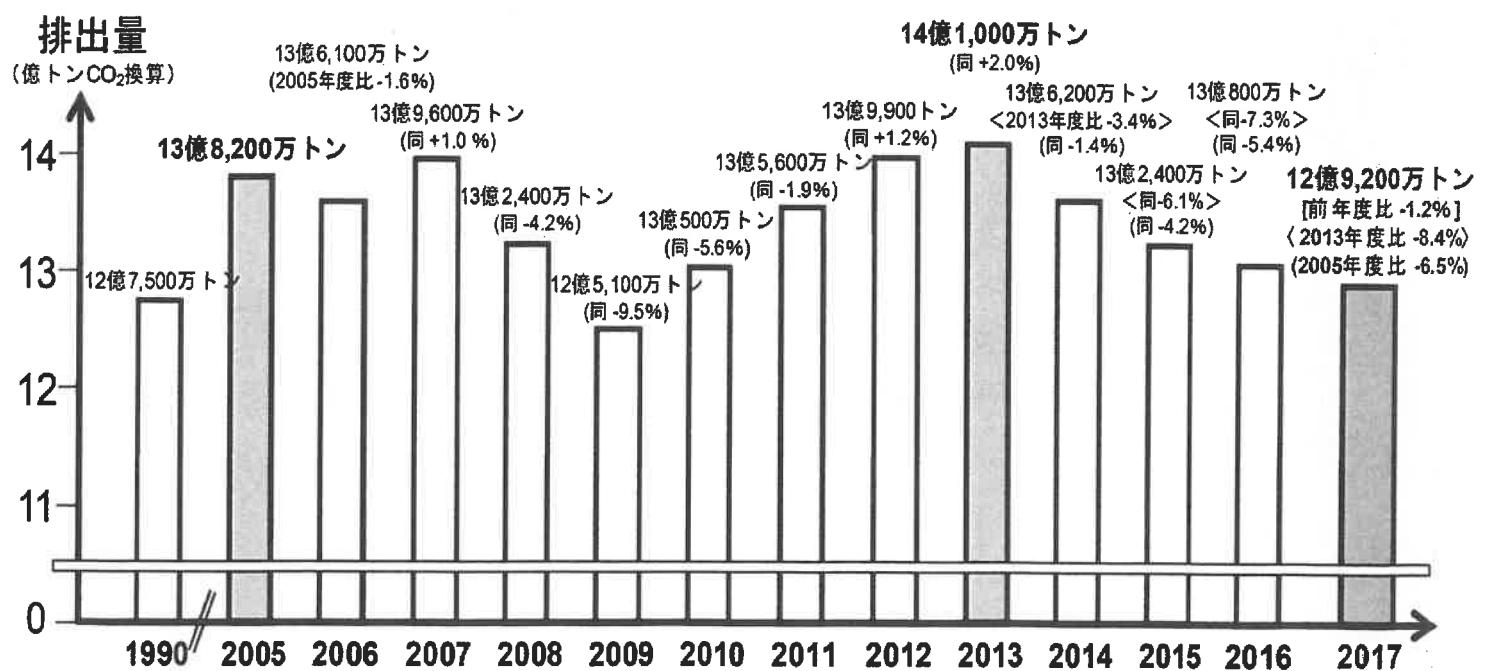
論点① 府内温室効果ガス排出量の将来推計
新たな数値目標及び目標年度の考え方について

論点② 改正項目の整理について

8

府内温室効果ガス排出量の将来推計

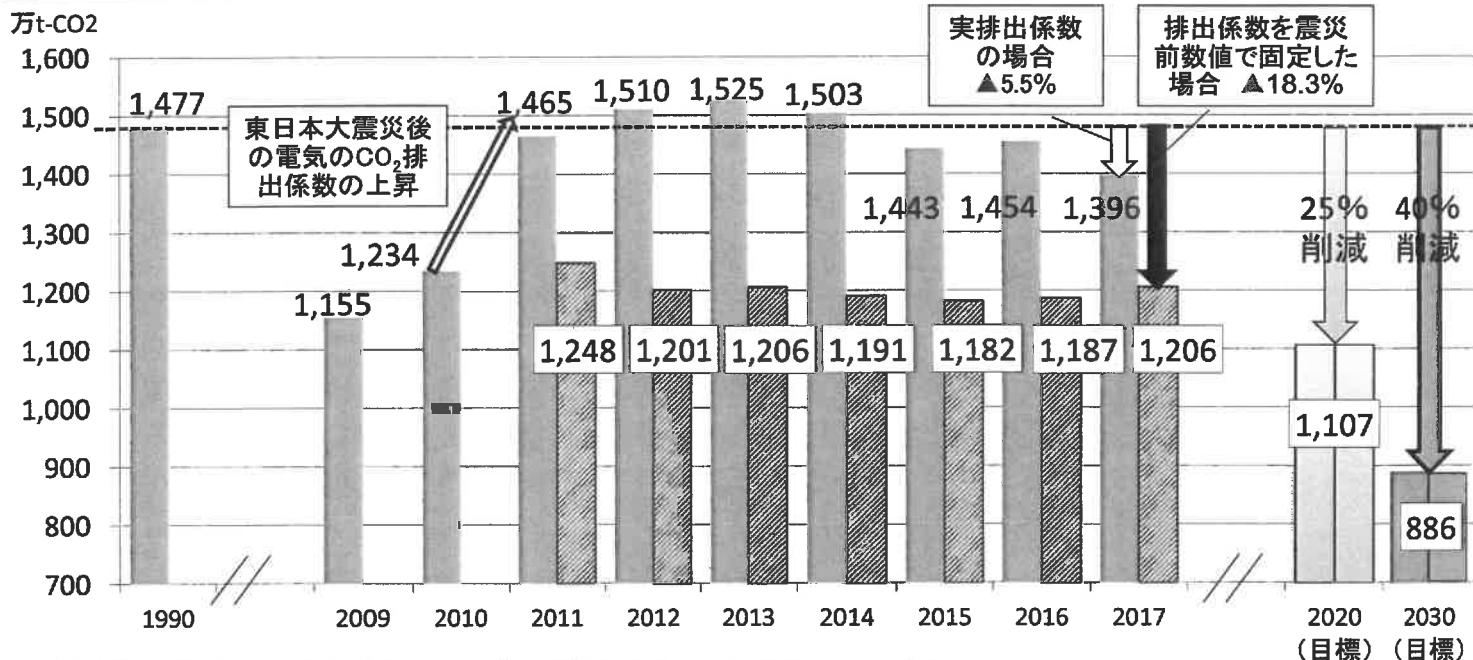
日本の温室効果ガス排出量の推移



出典) 2017年度(平成29年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について
環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)より

(参考)エネルギー起源の二酸化炭素…工業プロセス、廃棄物、その他を除いたもので、人為的な温室効果ガス排出の多くはエネルギー起源であり、我が国における温室効果ガスの約9割を占める。

京都府の温室効果ガスの排出量の状況



■ 温室効果ガス排出量（電気のCO₂排出係数を実排出係数で算出した場合）

■ 温室効果ガス排出量（電気のCO₂排出係数を震災前の2010年度数値0.311 kg-CO₂/kWhで固定した場合）

※2009年度以降の実績値には森林吸収量分を含む。

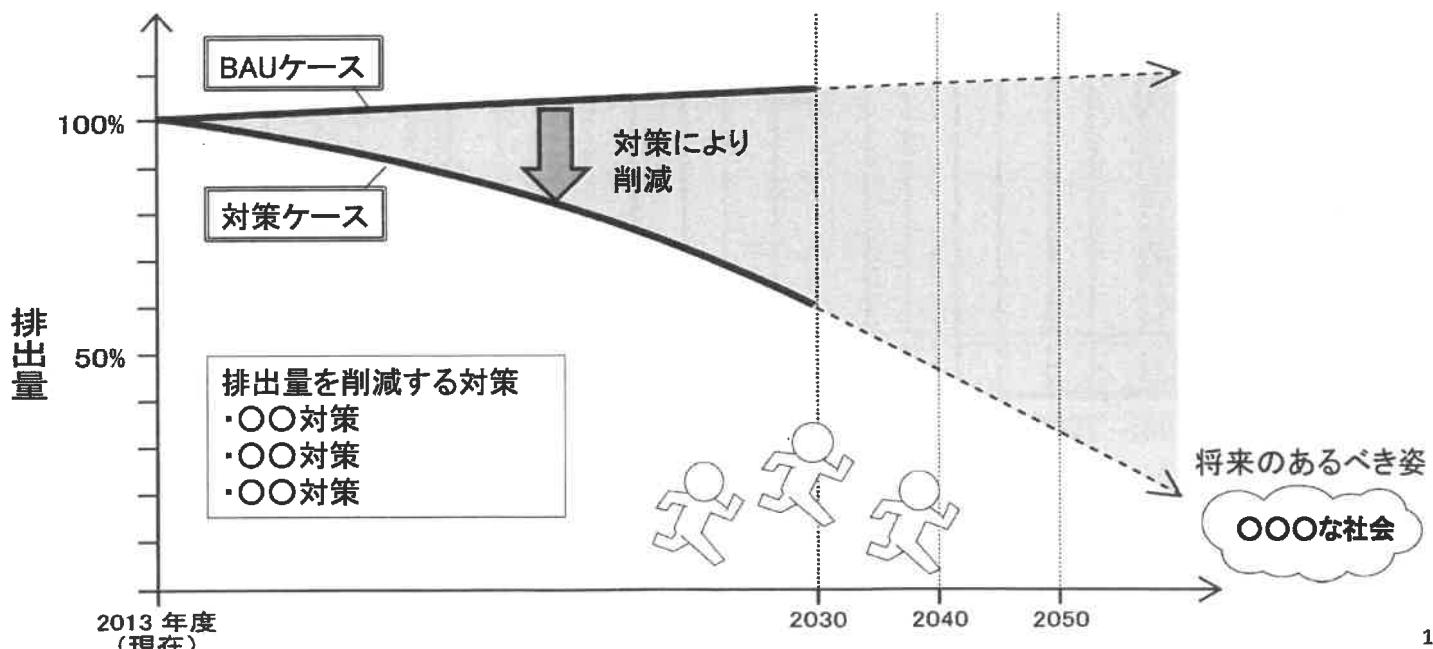
	2017年度府温室効果ガス排出量	1990年度比
固定係数推計	1,206万t-CO ₂	18.3%減
実排出係数推計	1,396万t-CO ₂	5.5%減

11

計画の策定手法

- 将来のあるべき社会像を想定し、そこに到達する道筋を明らかにする「バックキャストティング」手法を活用
- 目標年度における現状趨勢(BAU)ケース※の温室効果ガス排出量を推計し、想定したあるべき社会・経済における排出量(温室効果ガス排出量の目標値)まで削減する対策を明らかにする。

※現状趨勢(BAU)ケース：今後追加的な対策を見込まない場合



12

温室効果ガス排出量の将来推計手法

■ 京都府の2030年度の温室効果ガス排出量(BAU)は以下の式を用いて推計*

2013年度の排出量 × 指標の伸び率

*「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.0)」

- 指標は、排出量の多くを占めるエネルギー起源CO₂の産業、運輸、民生業務、民生家庭部門に対して、排出量の増減に關係があると考えられる活動項目を設定
- 指標の伸び率は、2013年度の活動項目の実績値に対する2030年度の活動項目の予測値との比
- 活動項目は、京都府内の活動を示すものを優先し、京都府内の活動を示すものがない場合、国の活動を示すもので代替

■ 指標の伸び率

国の地球温暖化対策計画、長期需給エネルギー見通しを参考に京都府の2030年度のBAU排出量の推計のための前提を設定

部門	指標	単位	2013 (万t-CO ₂)	2030 (万t-CO ₂)	2030/2013 伸び率
産業	鉱工業生産指数(府)	—	—	—	1.17
運輸(旅客)	旅客需要(国)	百億人km	146	141	0.97
運輸(貨物)	貨物需要(国)	百億トンkm	42	50	1.19
業務	業務床面積(国)	百万m ²	1,846	1,952	1.06
家庭	世帯数(府)	千世帯	1,130	1,136	1.01

※鉱工業生産指数の伸び率は、京都府の2030年度の各業種の鉱工業生産指数の伸び率を予測し、関連する業種のエネルギー消費量で加重平均したもの

※業務床面積、旅客需要、貨物需要は、「長期エネルギー需給見通し」(資源エネルギー庁 平成27年7月)より引用
(なお、業務床面積、貨物需要は、GDPに関係があるとされており、最新のGDP見通しで再計算した。)

13

2030年度のBAU排出量(推計結果)

➤ 京都府の2030年度のBAU排出量 ⇒ 1,734万t-CO₂
(2013年度比8.8%増加)

GHG種／部門	2013 実績	2030 BAU	2030/2013 伸び率	【万t-CO ₂ 】	
				2000	8.8%増加 1,734
二酸化炭素(CO ₂)	1,485	1,559	1.05	1,593	1,593
エネルギー起源CO ₂	1,455	1,528	1.05	1,500	1,500
エネルギー転換部門	51	55	1.08		
産業部門	401	469	1.17		
運輸部門	297	274	0.92		
民生家庭	381	384	1.01		
民生業務	326	345	1.06		
非エネルギー起源CO ₂	30	31	1.03		
メタン(CH ₄)	24	24	1.00		
一酸化二窒素(N ₂ O)	18	18	1.00		
代替フロン類	66	133	2.02		
合計	1,593	1,734	1.09		

※2013実績には、森林吸収量分(68万t-CO₂)を含んでいない。

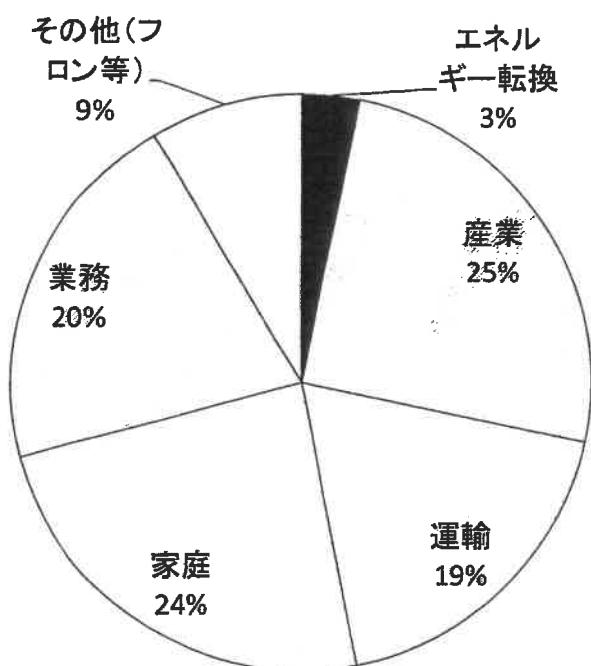
-7-

■ エネルギー転換
□ 運輸
□ 業務
■ 産業
■ 家庭
■ その他(フロン等)

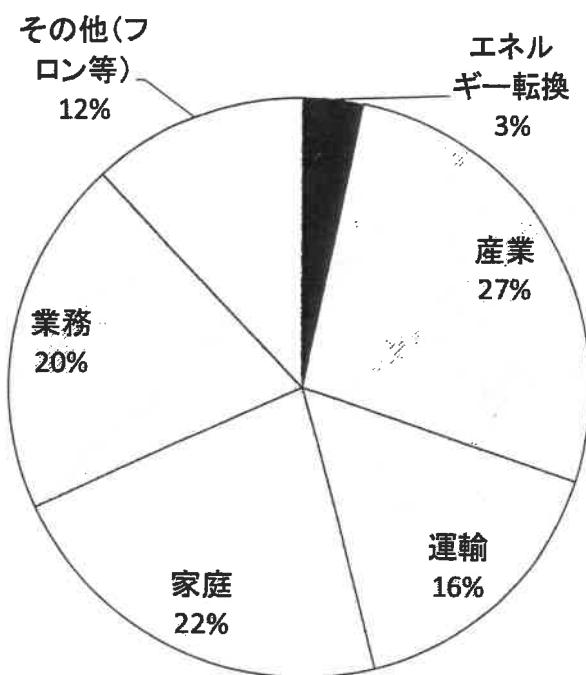
14

2030年度のBAU排出量の部門別比較

2013年度 1,593 万t-CO₂

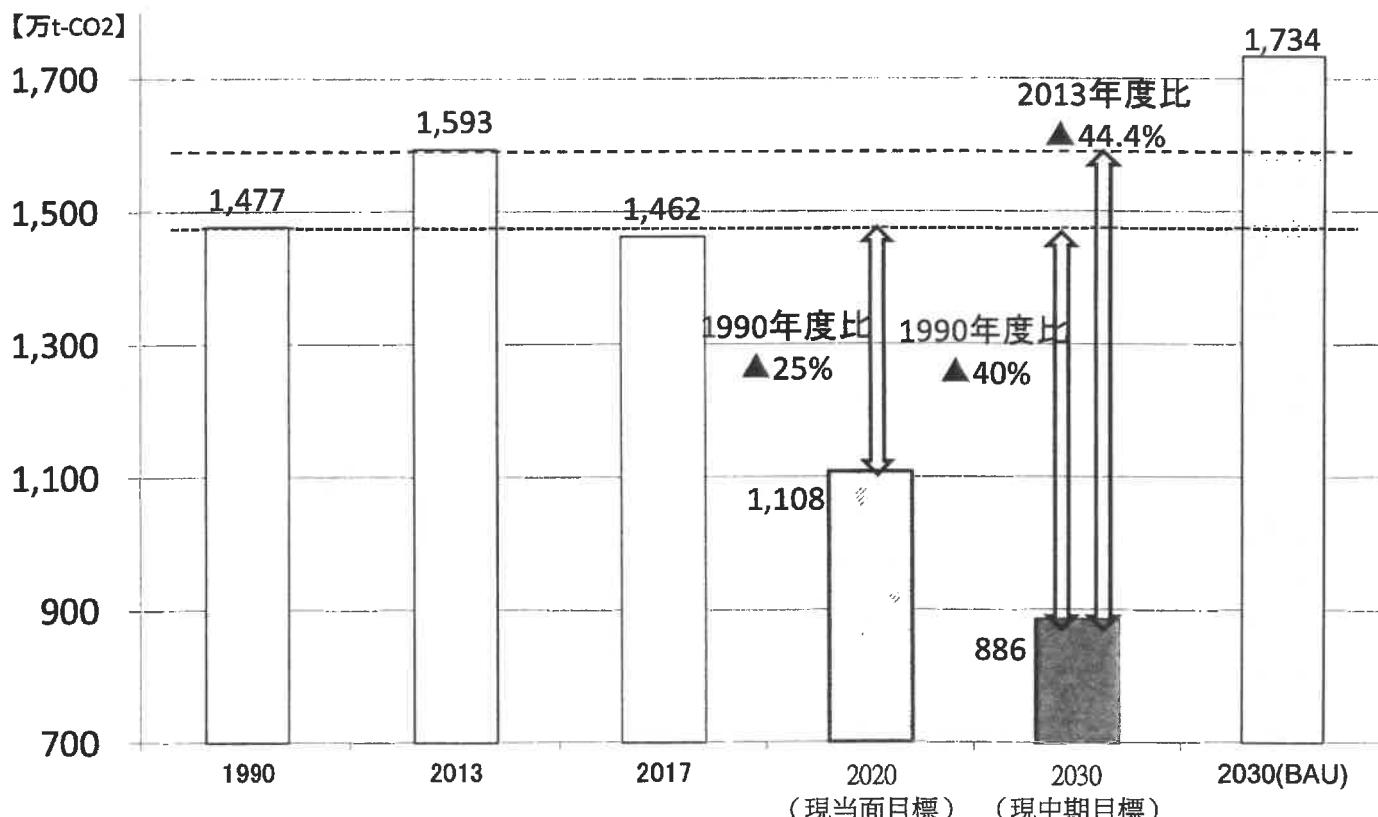


2030(BAU) 1,734 万t-CO₂



15

現行の目標数値と2030年度のBAU排出量



国地球温暖化対策計画における対策の 京都府への割当て

17

国地球温暖化対策計画の目標と京都府への削減寄与

■ 国における全国共通施策による京都府内での削減効果を推定

- 国の地球温暖化対策計画の数値目標
⇒ 温室効果ガス排出量を2013年度を基準年度として、2030年度に26%削減
- 国の想定する部門別の削減が京都府で実施できたと仮定すると、
⇒ 2030年度の排出量は2013年度比26.6%削減

<単位:万t-CO2>

GHG種／部門	① 2013 実績	② 2030 BAU	③ 2030 国削減量	④=②-③ 2030 国対策割当後	⑤=1-④/① 2030/2013 削減率
二酸化炭素(CO2)	1,485	1,559	479	1,081	—
エネルギー起源CO2	1,455	1,528	475	1,054	—
エネルギー転換部門	51	55	18	37	27.7%
産業部門	401	469	94	375	6.5%
運輸部門	297	274	60	215	27.6%
民生家庭	381	384	153	231	39.3%
民生業務	326	345	149	196	39.8%
非エネルギー起源CO2	30	31	3	28	6.7%
メタン(CH4)	24	24	3	21	12.3%
一酸化二窒素(N2O)	18	18	1	17	6.2%
代替フロン類	66	133	83	50	25.1%
合計	1,593	1,734	565	1,169	26.6%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

18

国地球温暖化対策計画における対策の京都府への割当て

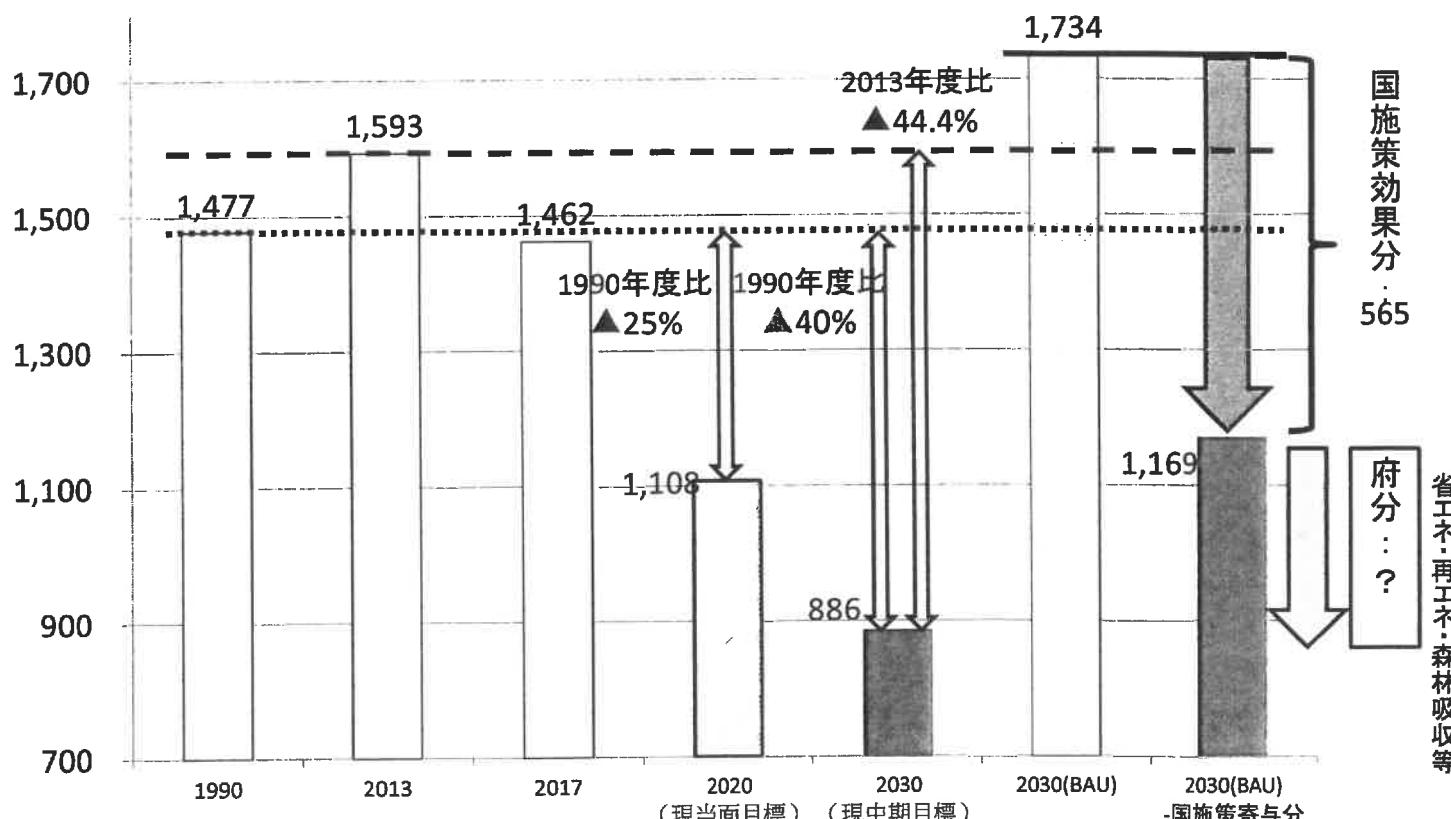
部門	主な対策	削減量 万t-CO ₂
エネルギー転換	・火力発電の高効率化等	18
産業部門	・施設園芸における省エネ設備の導入、省エネ農機の導入、省エネ漁船への転換 ・高効率空調、産業HP、産業用照明、低炭素工業炉、産業用モータの導入 ・FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	94
運輸部門	・次世代自動車の普及、燃費改善 ・トラック輸送の効率化 ・エコドライブの推進 ・公共交通機関の利用促進 ・モーダルシフトの推進	60
家庭部門	・新築住宅における省エネ基準適合の推進、既存住宅の断熱改修の推進 ・高効率給湯器、高効率照明の導入 ・HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	153
業務部門	・新築建築物における省エネ基準適合の推進、建築物の省エネ化(改修) ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ・BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施 ・下水道における省エネ・創エネ対策の推進 ・一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	149
非エネルギー起源CO ₂	・混合セメントの利用拡大 ・廃棄物焼却量の削減 ・バイオマスプラスチック類の普及	3
CH ₄ 、N ₂ O、フロン類	・水田メタン排出削減 ・施肥に伴う酸化二窒素削減 ・ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進 ・業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収の促進 ・廃棄物最終処分量の削減 ・下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	87
合計		565

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※各部門の削減量には、再生可能エネルギーの導入等による排出量削減効果を含む。

19

2030年度のBAU排出量と国施策効果の割当分の差分



※2013、2017年度の実績には、森林吸収量分は含んでいない(68万t-CO₂、66万t-CO₂)。

20

論点①

新たな数値目標及び 目標年度の考え方について

21

府条例目標と国内外計画等の目標比較

計画等	中期目標	長期目標	対象
パリ協定(2016.11発効) ※COP24:世界共通のルールブック採択(2018.12)		・産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満にし、さらには1.5°C以内に抑えるよう努力 ・今世紀後半にGHG排出を実質ゼロ	GHG
IPCC 1.5°C特別報告書(2018.10公表)	2030年までに45%削減(2010比)	2050年頃(2045-2055)までに実質排出量ゼロ	CO2
国地球温暖化対策計画(2015.7.17閣議決定)	2030年までに26%削減(2013比)	2050 年までに80%削減(2013比)	GHG
国パリ協定長期成長戦略(2019.6.11閣議決定)		・2050年までに80%削減(2013比) ・今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を実現	GHG
京都府地球温暖化対策条例(2011.4改正)	2030年までに40%削減(1990比)	2050年までに80%削減(1990比)	GHG
京都府新総合計画(仮称) 中間案 ※パブリックコメント中(2019.7)	2030 年度まで40%削減(1990比)	2040年までに、今世紀後半でのCO2等のGHG排出実質ゼロ(脱炭素社会の実現)に向けた社会の仕組みを構築	GHG

<参考>

環境省、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver. 1.0」
(平成29年3月)

- ◆パリ協定の趣旨を踏まえ、地球温暖化対策計画に即する観点からは、2013年度(又は2005年度)を基準年度とし、2030年度を目標年度と設定することが望されます。なお、長期目標を設定する場合は、2050年度を設定することが望れます。
- ◆仮に、基準年度を2013年度(又は2005年度)としないこととした場合であっても、地球温暖化対策計画に即する観点から、2013年度(又は2005年度)比の値も併記することが望されます。

区分	設定が望まれる年度
基準年度	2013年度(又は2005年度)
目標年度	2030年度
(長期目標)	2050年度

23

新たな数値目標及び目標年度について

(1)新たな目標年度をいつにするか。

当面の目標年度 ⇒ _____年
長期の目標年度 ⇒ _____年

(2)基準年度をいつにするか。

(3)削減目標をどのように設定するか。

(例)

基準年度に対して、〇〇%削減？

基準年度に対して、〇〇万t-CO₂削減？

24

【参考】都道府県間での目標値の比較
2030年度の目標設定あり：30都府県（うち計画期間が2030年度までの自治体数18）

	条例・計画の名称	目標	計画期間
青森県	青森県地球温暖化対策推進計画	2030年度 31%削減（2013比）	2018年度～2030年度（13年）
宮城県	宮城県地球温暖化対策実行計画	2030年度 31%削減（2013比）	2018年度～2030年度（13年）
山形県	山形県地球温暖化対策実行計画	2020年度 19%削減（2013比） 2030年度 26%削減（2013比） 2050年度 80%削減（2013比）	2011年度～2020年度（10年）
秋田県	秋田県地球温暖化対策推進条例 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画	2030年度 26%削減（2013比）	2017年度～2030年度（14年）
福島県	福島県地球温暖化対策推進計画	2020年度 25%削減（2013比） 2030年度 45%削減（2013比）	2013年度～2020年度（8年）
茨城県	茨城県地球温暖化対策実行計画	2030年度 部門ごと目標（2013比） 家庭部門 39%削減（国削減目安と同等） 業務部門 40%削減（国削減目安と同等） 運輸部門 28%削減（国削減目安と同等） 産業部門 9%削減（国削減目安 + 2.5）	2017年度～2030年度（14年）
栃木県	栃木県地球温暖化対策実行計画	2020年度 10%削減（2013比） 2030年度 26%削減（2013比）	2016年度～2020年度（5年）
千葉県	千葉県地球温暖化対策実行計画 ～CO2CO2スマートプラン～	2030年度 各部門ごとに削減目標設定（2013比） ※合計すると22%削減相当	2016年度～2030年度（15年）
東京都	東京都環境基本計画	2030年度 30%削減（2000比）	2016年度～2020年度（5年）

25

【参考】都道府県間での目標値の比較
2030年度の目標設定あり：30都府県（うち計画期間が2030年度までの自治体数18）

	条例・計画の名称	目標	計画期間
神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例 神奈川県地球温暖化対策計画	2020年度 25%削減（1990比） 2030年度 27%削減（2013比） 2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す	2016年度～2030年度（15年）
新潟県	新潟県地球温暖化対策地域推進計画	2020年度 10.7%（2013比） 2030年度 26.0%（2013比）	2017年度～2030年度（14年）
山梨県	山梨県地球温暖化対策条例 山梨県地球温暖化対策実行計画	2020年度 16%削減（2010比） 2030年度 26%削減（2013比） 2050年度 「CO2ゼロやまなし」達成	2017年度～2030年度（14年）
福井県	福井県環境基本計画	2030年度 28%削減（2013比）	2018年度～2022年度（5年）
長野県	長野県地球温暖化対策条例 長野県環境エネルギー戦略	2020年度 10%（1990比） 2030年度 30%（1990比） 2050年度 80%（1990比）	2013年度～2020年度（8年）
愛知県	愛知県地球温暖化対策推進条例 あいち地球温暖化防止戦略2030	2030年度 26%削減（2013比）	2018年度～2030年度（13年）
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例 滋賀県低炭素社会づくり推進計画	2030年度 23%削減（2013比）	2011年度～2030年度（20年）

【参考】都道府県間での目標値の比較

2030年度の目標設定あり：30都府県（うち計画期間が2030年度までの自治体数18）

	条例・計画の名称	目標	計画期間
京都府	京都府地球温暖化対策条例 京都府地球温暖化対策推進計画	2020年度 25%削減（2000比） 2030年度 40%削減（2000比） 2050年度 80%削減（2000比）	2011年度～2020年度（10年）
兵庫県	兵庫県地球温暖化対策推進計画	2020年度 5%削減（2013比） 2030年度 26.5%削減（2013比）	2017年度～2030年度（14年）
和歌山県	和歌山県地球温暖化対策条例 第4次和歌山県環境基本計画	2020年度 9%削減（2013比） 2030年度 20%削減（2013比）	2016年度～2020年度（5年）
鳥取県	第2期とつとり環境イニシアティブプラン	2018年度 10.3%削減（2013比） 2030年度 26.9%削減（2013比）	2015年度～2018年度（4年）
岡山県	岡山県地球温暖化防止行動計画	2030年度 17.7%削減（2013比） (中間点 2020年度 3.6%削減)	2011年度～2030年度（20年間）
徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた 気候変動対策推進条例 脱炭素社会の実現に向けた「新たな 削減目標」の設定と施策展開	2030年度 40%削減（2013比）	2016年度～2030年度（15年）
愛媛県	愛媛県地球温暖化防止実行計画	2020年度 3.8%削減（2005比） 2030年度 26%削減（2013比） 2050年度 80%減	2017年度～2030年度（14年）
高知県	高知県地球温暖化防止実行計画	2030年度 16%削減（2013比）	2017年度～2030年度（14年）

27

【参考】都道府県間での目標値の比較

2030年度の目標設定あり：30都府県（うち計画期間が2030年度までの自治体数18）

	条例・計画の名称	目標	計画期間
福岡県	福岡県地球温暖化対策実行計画	2030年度 26%削減（2013比）	2017年度～2030年度（14年）
佐賀県	佐賀県地球温暖化対策計画	2030年度 27%削減（2013比）	2018年度～2030年度（13年）
熊本県	熊本県地球温暖化の防止に関する条例 第五次熊本県環境基本計画	2020年度 18%削減（2013比） 2030年度 30%削減（2013比）	2016年度～2020年度（5年）
大分県	第4期大分県地球温暖化対策実行計画	2020年度 14%削減（2013比） 2030年度 35%削減（2013比） (産業分野除く。業務・家庭・運輸に限定。)	2016年度～2020年度（5年）
宮崎県	宮崎県環境計画	2030年度 26%削減（2013比）	2016年度～2020年度（5年）
鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例 鹿児島県地球温暖化対策実行計画	2030年度 30%削減（2013比）	2018年度～2030年度（13年）
岐阜県	岐阜県地球温暖化防止基本条例 岐阜県地球温暖化対策実行計画	2020年度 20%削減（1990比） 2050年度 80%削減（1990比） (国の2030年度 26%削減（2013比）は目安)	2011年度～2020年度（10年）
島根県	島根県地球温暖化対策実行計画	2020年度 23%削減（1990比） 2050年度 低炭素社会の実現により 持続可能な発展するしまねを目指す。	2011年度～2020年度（10年間）
沖縄県	沖縄県地球温暖化対策実行計画	2020年度 基準年（2000）と同レベル 2050年度 80%削減（2000比）	2011年度～2020年度（10年）

【参考】目標値の比較(2020)

	条例・計画の名称	目標	計画期間
北海道	北海道地球温暖化防止対策条例 北海道地球温暖化対策推進計画	2020年度 7%削減 (1990比)	2010年度～2020年度 (11年)
岩手県	岩手県地球温暖化対策実行計画	2020年度 25%削減 (1990比)	2011年度～2020年度 (10年)
群馬県	群馬県地球温暖化防止条例 群馬県地球温暖化対策実行計画	2020年度 14%削減 (2017比)	2011年度～2020年度 (10年)
埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例 ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050	2020年度 21%削減 (2005比)	2009年度～2020年度 (12年)
静岡県	静岡県地球温暖化防止条例 ふじのくに地球温暖化対策実行計画	2020年度 20%削減 (2005比)	2016年度～2020年度 (5年)
富山県	とやま温暖化ストップ計画	2020年度 8%削減 (2005比)	2015年度～2020年度 (5年)
石川県	石川県環境総合計画	2010年度 7.8%削減 (2001比)	
三重県	三重県地球温暖化対策推進条例 三重県地球温暖化対策実行計画	2020年度 10%削減 (1990比)	2012年度～2020年度 (9年)
大阪府	大阪府温暖化の防止等に関する条例 大阪府地球温暖化対策実行計画	2020年度 7%削減 (2005比)	2015年度～2020年度 (6年)
奈良県	奈良県環境総合計画	2020年度 16%削減 (2013比)	2016年度～2020年度 (5年)
広島県	第4次広島県地球温暖化防止地域計画	2020年度 9%削減 (2011比)	2017年度～2020年度 (10年)
山口県	山口県地球温暖化対策実行計画	2020年度 13.4%削減 (2005比)	2014年度～2020年度 (7年)
香川県	香川県地球温暖化対策推進計画	2020年度 12.2% (2012比)	2016年度～2020年度 (5年)
長崎県	長崎県地球温暖化対策実行計画 (地域気候変動適応計画を含む)	2020年度 13.4%削減 (1990比)	2013年度～2020年度 (8年)

29

【参考】海外の削減目標比較

計画等	中期目標 ※1	長期目標 ※2	対象
日本	2030年までに26%削減(2013比)	2050年までに80%削減(2013比)	GHG
EU	2030年までに40%削減(1990年比)	※2050年までに気候中立(実質排出量ゼロ)を実現するための長期戦略発表(2018.11)	GHG
ドイツ	2030年に55%削減(1990年比)	80～95%削減 (1990年比)	GHG
フランス	2030年に40%削減(1990年比)	75%削減 (1990年比)	GHG
イギリス	2030年度に57%GHG削減(1990年比)	80%以上削減 (1990年比) ※2050年までに実質ゼロとする法案を可決(2019.06)	GHG
カナダ	2030年までに30%削減(2005年比)	80%削減 (2005年比)	GHG
アメリカ	2025年に26～28%削減(2005年比) ※パリ協定から離脱(2017.6)	80%以上削減 (2005年比)	GHG

※1：資源エネルギー庁HP資料より引用

※2：環境省長期低炭素ビジョン小委員会(第20回)資料より引用

30

論点②

改正項目の整理について

31

京都府温暖化対策条例での義務規定等

事業活動

➤ 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な排出事業者や大規模な建築物の新築等を行おうとする者に、計画書及び実績報告書等の提出を求め、府がその内容を公表

<計画書・報告書等の内容>

- ①大規模事業者 = 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置・削減目標等
- ②大規模建築主 = 建築物の環境性能向上のために行う措置の内容等
- ③大規模建築主 = 屋上及び敷地の緑化に関する措置の内容等
- ④電気事業者 = 温室効果ガス削減のための措置の内容等

➤ 大規模事業者の環境マネジメントシステム導入義務

特定事業者(エネルギー使用量が原油換算で1,500kL/年以上の事業者等)に対して、環境マネジメントシステムの導入を義務化

建築物

➤ 大規模建築物における府内産木材等の使用義務

特定建築物(延床面積が2,000m²以上の建築物)の新增築時においては、一定量以上の再生可能エネルギー及び府内産木材等の使用を義務化

➤ 大規模建築物における屋上等の緑化義務

市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域(特定緑化地域)において、1,000m²以上の建築物を新築等する者は、建築物及びその敷地の一定面積以上の緑化を義務化

自動車交通

➤ アイドリング・ストップ

- ・自動車運転者 = 遵守義務
- ・事業者 = 従業員への指導義務
- ・500m²以上の駐車場の設置者・管理者 = 利用者への周知義務(看板の設置等)

➤ 環境情報の提供

- ・自動車販売店 = 新車の環境情報の説明義務

➤ 人材認定制度(エコマイスター制度)

- 事業所等において地球温暖化対策を推進する者の選任・届出
- ・エコカーマイスター(大規模な自動車販売店における新車に係る環境情報の説明の推進者)
- ・エコドライブマイスター(大規模な事業所におけるエコドライブの推進者)

電気機器等

➤ 環境情報の提供

- ・特定電気機器等(エアコン、テレビ、冷蔵庫等)の販売店 = 省エネラベルの表示、省エネ性能の説明義務

➤ 人材認定制度(エコマイスター制度)

- 事業所等において地球温暖化対策を推進する者の選任・届出
- ・省エネマイスター(大規模な家電等販売店における特定の電気機器等の省エネ性能の表示説明の推進者)

環境教育・環境学習

- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、府民及び環境保全活動団体を顕彰 等

33

改正項目の論点整理

(1)現行の義務規定等の見直し

- ① 排出量削減計画書等の報告・公表制度
 - ・特定事業者(京都版CO₂排出量取引制度を含む)
 - ・特定建築物(再エネ部分を含む)
 - ・小売電気事業者
- ② 人材認定制度(エコマイスター制度)
 - ・省エネマイスター
 - ・エコカーマイスター
 - ・エコドライブマイスター
- ③ 他の義務規定・努力義務規定の整理

(2)新規施策

(3)再エネ普及策(減免規定等) ※総合政策部会と合同

(4)適応策に係る位置づけ

(5)次世代自動車

34

【再掲】条例改正・地球温暖化対策推進計画 検討工程表(案)

■令和元年度

審議会	府条例改正、地球温暖化対策推進計画改定に係る主たる論点 (地域気候変動適応計画策定を含む)
部会①	目指すべき社会像、対策の方向性等
部会②	目指すべき社会像、対策の方向性(数値目標に向けて) 将来推計、数値目標、改正項目の論点整理
部会③	条例改正項目；特定事業者 & クレジット 再エネ普及策；減免規定等
部会④	条例改正項目；特定事業者 & クレジット、適応策
部会⑤	条例改正項目；特定建築物・小売電気事業者、適応策 再エネ普及策；特定建築物(再エネ)・小売電気事業者
部会⑥	数値目標、条例改正項目；次世代自動車、マイスター制度、適応策、新規施策
部会⑦	改正条例 中間案策定

※総合政策部会と開催とするかは、検討状況により隨時調整

35

参 考

- ・ 地球温暖化対策推進計画の施行状況について
- ・ 条例における規定の位置づけ
(義務規定・努力義務規定・支援等)
- ・ 他府県における独自の条例規定

37

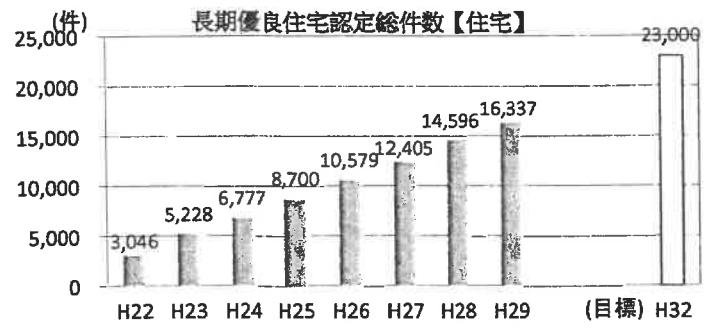
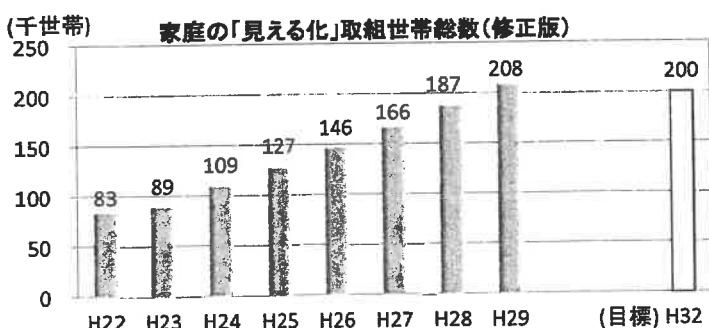
地球温暖化対策推進計画の 施行状況について

地球温暖化対策推進計画で定める測定指標

区分	削減効果指標	単位	H22	目標数値(32年度)
暮らしの指標	家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	82,613	200,000
	温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,092	1,000 (毎年継続)
	長期優良住宅認定総件数【住宅】	件	3,046	23,000
	省エネ法基準(H11)達成建築割合 【300m ² 以上の新築住宅】	%	29	100
再生可能エネルギーの指標	太陽光発電設備の設置世帯総数【戸建住宅換算】	世帯	13,500	100,000
	太陽熱利用設備の設置世帯総数【戸建住宅】	世帯	36,000	40,000
	バイオマス発電施設の設備容量	kW	2,210	4,000
	水力発電施設(10kW以下)の設置数	基	5	20
産業の指標	大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量	万t-CO ₂	412	365
	中小企業の環境マネジメント認証取得事業所数	事業所	1,585	2,000
	中小企業の省エネ診断等年間実施件数	件	138	150 (毎年継続)
地域づくり・交通の指標	エコドライブマイスター講習会修了者総数	人	804	1,800
	府内エコカーの普及割合	%	2	30
	建築物等緑化実施面積【敷地面積1,000m ² 以上】	m ²	114,647	500,000
森林の指標	森林吸収源と認められる森林整備面積	万ha	約13	13.7
	モデルフォレスト運動への年間延べ参画者数	人	約3,000	6,000
	「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品年間出荷量	m ³	17,198	25,000

1 (1)暮らしの指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	82,613 (H22)	200,000	88,963	108,662	127,364	145,881	165,796	186,879	208,102
温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,092 (H22)	1,000 (毎年継続)	1,352	1,076	1,844	1,955	1,986	2,562	2,440
長期優良住宅認定総件数【住宅】	件	3,046 (H22)	23,000	5,228	6,777	8,700	10,579	12,405	14,596	16,337
省エネ法基準(H11)達成建築物割合【300m ² 以上の新築住宅】	%	29 (H22)	100	22	25	23	23	54	56	73

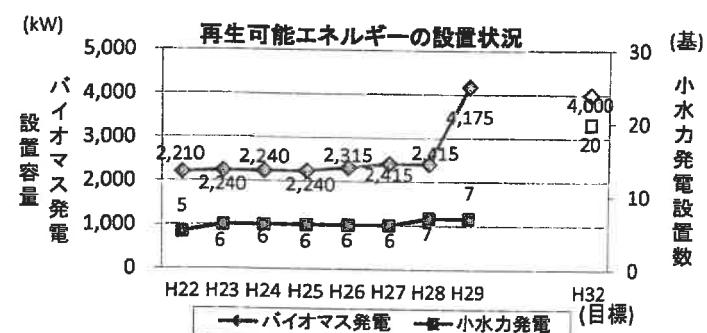
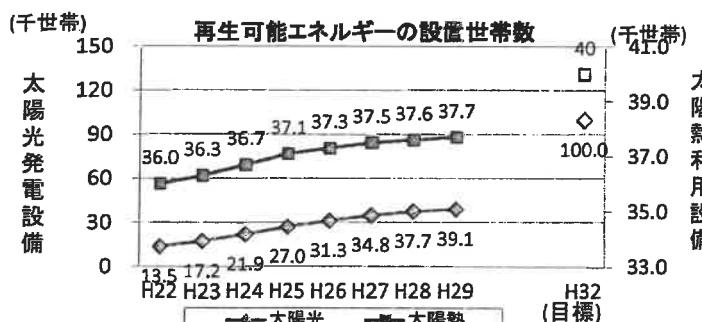


<施策事例>

- 夏休み期間中に親子で省エネの取組を実施した家庭を「(夏休み省エネチャレンジ)エコ親子」に認定(上記センターへ委託)
- HEMS(ホームエネルギー・マネジメントシステム)導入助成により、導入家庭の太陽光発電量・電力使用量等のデータを見える化し、省エネの取組を推進
- 住宅への太陽光発電設備等の導入に対する低利融資制度

(2) 再生可能エネルギーの指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
太陽光発電設備の設置世帯総数 【戸建住宅換算】	世帯	13,500 (H22)	100,000	17,173	21,864	27,000	31,300	34,790	37,650	39,051
太陽熱利用設備の設置世帯総数 【戸建住宅】	世帯	36,000 (H22)	40,000	36,300	36,700	37,100	37,300	37,468	37,641	37,722
バイオマス発電施設の設置容量	kW	2,210 (H21)	4,000	2,240	2,240	2,240	2,315	2,415	2,415	4,175
水力発電施設(10kW以下)の設置数	基	5 (H22)	20	6	6	6	6	7	7	7



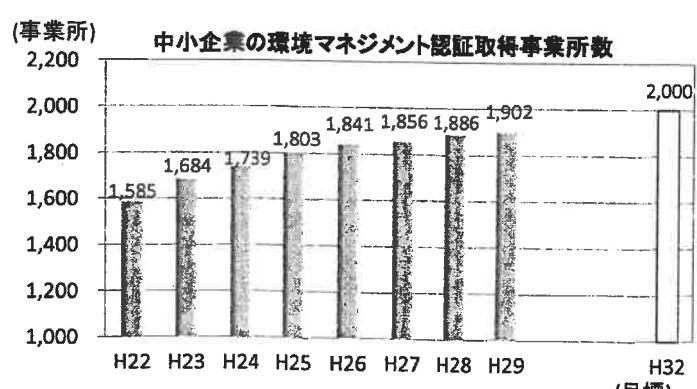
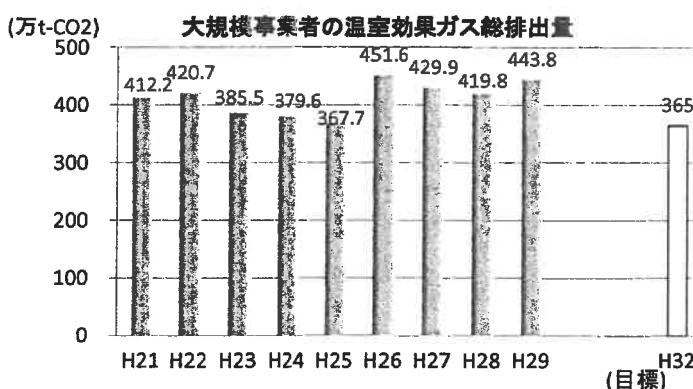
<施策事例>

- 太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入する場合、市町村と連携して費用の一部を補助
- 府民に身近な家電店や工務店等の方を「京都再エネコンシェルジュ」に認証し、住宅の再生可能エネルギー設備導入を促進
- 再生可能エネルギー設備と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う事業を認定・支援
- バイオマス発電等の再エネ発電設備整備に対する支援

(3) 産業の指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量 ^(※1)	万t-CO ₂	412 (H21)	365	386	380	368	452	430	420	444
中小企業の環境マネジメント認証取得事業所数	事業所	1,585 (H22)	2,000	1,684	1,739	1,803	1,841	1,856	1,886	1,902
中小企業の省エネ診断等年間実施件数	件	138 (H21)	150 (毎年継続)	181	128	96	94	80	90	61

※1 京都府地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画対象事業所の総年間排出量

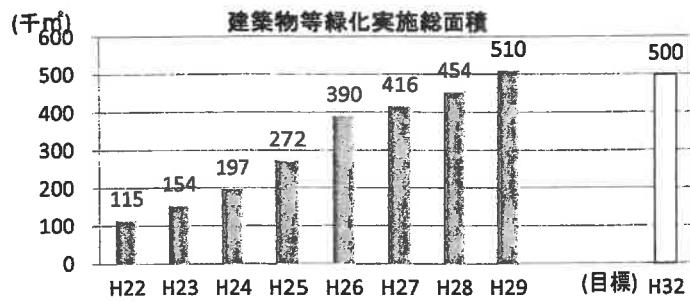
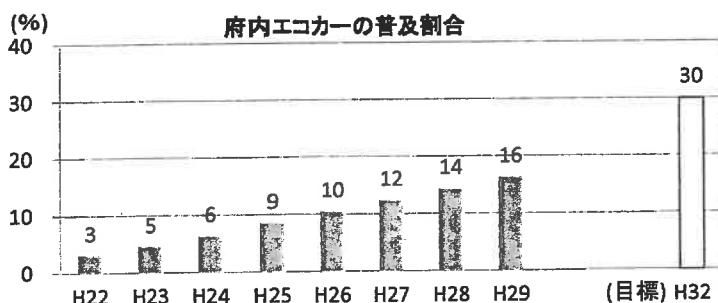


<施策事例>

- 地球温暖化対策条例に基づき大規模排出事業者に対し排出量削減計画書及び実績報告書の提出及び環境マネジメントシステムの導入を義務化
- 既存の設備を高効率の省エネ設備(LED照明、空調機器等)に更新する中小企業等に対して、費用の一部を補助
- 中小事業者等へ省エネ診断員を派遣
- 事業者向けEMSの導入を支援
- 京都版CO₂排出量取引制度の運営

(4) 地域づくり・交通の指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
エコドライブマイスター講習会修了者総数	人	804 (H22)	1,800	885	932	977	1017	1059	1,089	1,111
府内エコカーの普及割合	%	2.2 (H21)	30	4.5	6.3	8.5	10.4	12.3	14.3	16.3
建築物等緑化実施総面積 【敷地面積1,000m ² 以上】	m ²	114,647 (H22)	500,000	154,479	196,620	271,800	389,690	416,493	454,100	510,101



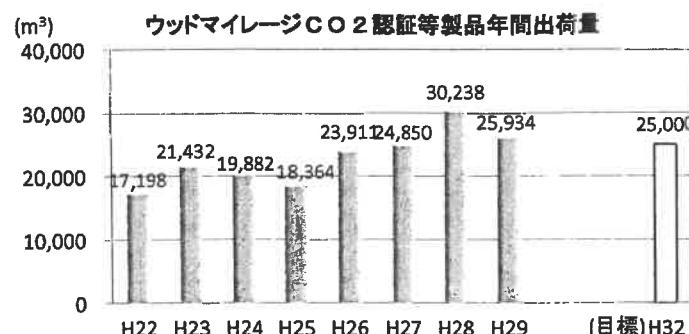
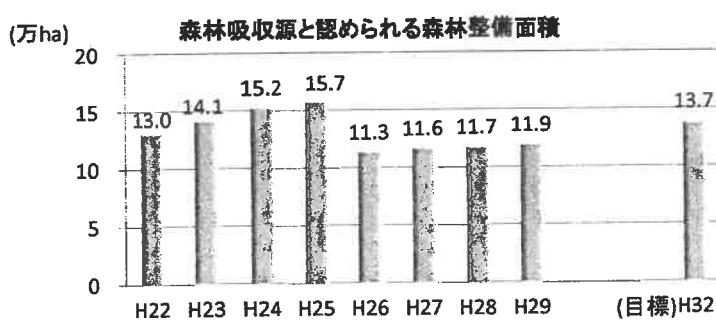
<施策事例>

- 地球温暖化対策条例に基づき、新車販売時に自動車販売事業者による自動車環境情報の説明を義務化し、大規模自動車販売事業者に対して、エコカーマイスターの選任を義務付け
- 電気自動車等普及促進条例に基づき、電気自動車等普及促進計画を策定し、EV・PHEV・FCVの普及を促進（府独自の自動車税減免措置や事業者に対する車両購入助成（終了）、公用車への率先導入、充電インフラの整備、EV等の普及啓発・情報発信等）
- 地球温暖化対策条例に基づき、大規模建築物の新・増築に緑化を義務化し、緑化計画書の提出を義務付け

43

(5) 森林の指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
森林吸収源と認められる森林整備面積	万ha	約13 (H22)	13.7	14.1	15.2	15.7	11.3	11.6	11.7	11.9
モデルフォレスト運動への年間延べ参画者数	人	約3,000 (19-21年度実績平均)	6,000	約6,000	約7,000	約11,000	約12,000	約15,000	約20,000	約15,800
(参考)モデルフォレスト協定面積	ha	2,838 (H22)	—	3,034	3,137	3,270	3,276	3,317	3,613	2,855
「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品年間出荷量	m ³	17,198 (H22)	25,000	21,432	19,882	18,364	23,911	24,850	30,238	25,934



注) H26以降は森林整備が困難な森林面積を除いている。

<施策事例>

- (公社)京都モデルフォレスト協会を通じて、府民参加型里山ふれあい事業による森林整備を実施
- 地球温暖化対策条例に基づき、大規模建築物の新・増築に府内産木材等の使用及び排出量削減計画書・報告書届出を義務付けし、その内容等を公表

京都府の削減効果指標の削減効果の試算

※測定指標の数値から、温室効果ガス排出量の削減効果について、既存統計から試算

項目	削減効果指標	削減効果 t-CO ₂	推計方法
(1) 暮らし の指標	家庭の「見える化」取組世帯総数	42,290	2011～2017年度の「見える化」取組世帯数(世帯) × 世帯当たりの排出量(3.37t-CO ₂ /世帯/年) ^{※1} × 「見える化」による削減率(10%) ^{※2} ※1 京都府実績 ※2 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠(環境省)
	長期優良住宅認定総件数【住宅】	4,672	2011～2017年度の長期優良住宅認定総件数(件) × 世帯当たりの排出量(3.37t-CO ₂ /世帯/年) × エネルギー使用量の空調用途割合(29.8%) ^{※1} × 断熱性能の向上率(0.35) ^{※2} ※1 EDMCエネルギー・経済統計要覧(一般財団法人省エネルギーセンター) ※2 <H25基準について>省エネルギー基準改正の概要(経済産業省)より試算

45

京都府の削減効果指標の削減効果の試算

※測定指標の数値から、温室効果ガス排出量の削減効果について、既存統計から試算

項目	削減効果指標	削減効果 t-CO ₂	推計方法
(2) 再生可能 エネルギー の指標	太陽光発電設備 の設置世帯総数 【戸建住宅換算】	53,651	2011～2017年度の太陽光発電設備の設置世帯数(世帯) × 世帯当たり平均年間発電量(4,827kWh/世帯) [*] × 電気の排出係数 ※ 京都府実績
	太陽熱利用設備 の設置世帯総数 【戸建住宅】	568	2011～2017年度の太陽熱利用設備の設置世帯数 × 太陽熱利用設備の1世帯当たり削減量(0.33t-CO ₂ /世帯) [*] ※ 対策導入量等の根拠資料(国立環境研究所AIMプロジェクトチーム)より試算
	バイオマス発電 施設の設置容量	5,424	2011～2017年度の発電容量 × バイオマス発電の容量当たり発電量(6,346kWh/kW) [*] × 電気の排出係数 ※ 京都府実績

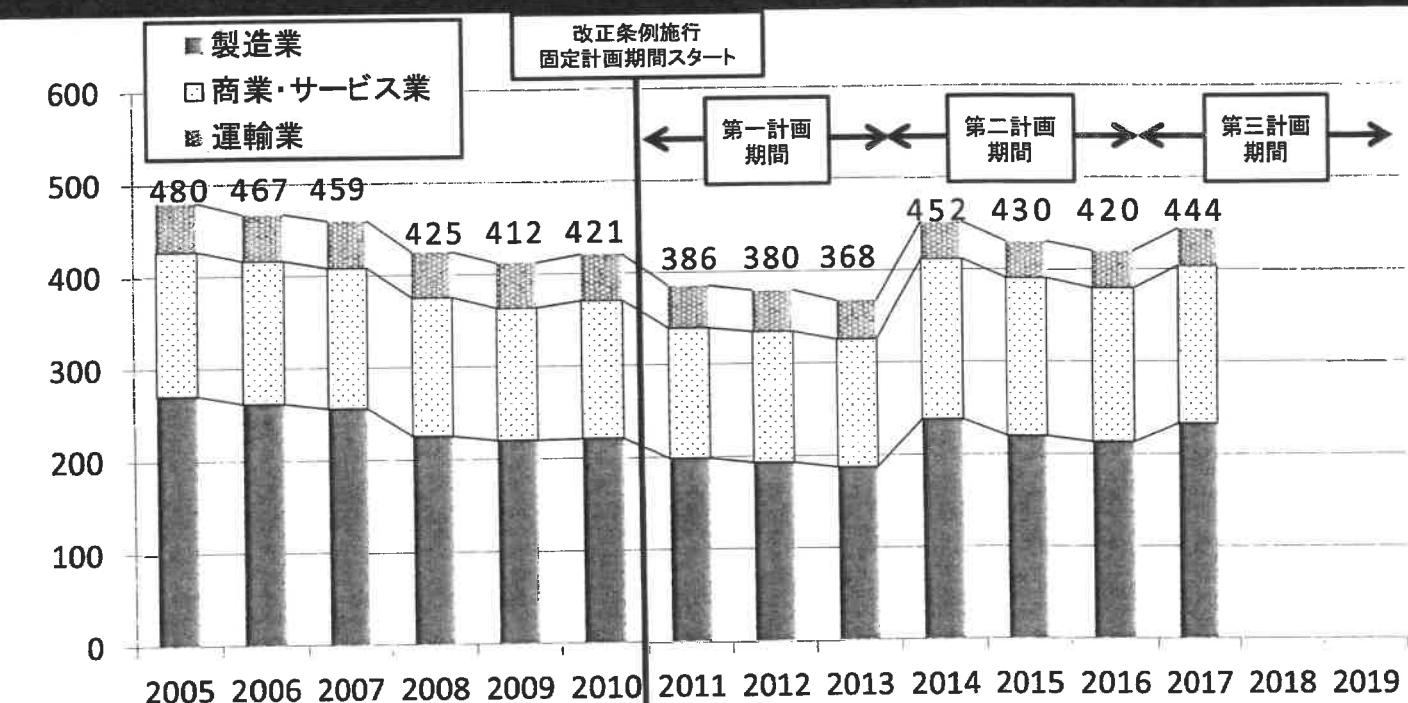
京都府の削減効果指標の削減効果の試算

※測定指標の数値から、温室効果ガス排出量の削減効果について、既存統計から試算

項目	削減効果指標	削減効果 t-CO ₂	推計方法
(3) 産業の指標	大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量	別途 京都府実績	
(4) 地域づくり・交通の指標	府内エコカーの普及割合	45,580	2017年度自動車保有台数(1,335,788台) × 府内エコカー割合伸び率(%) × 自動車1台当たりの排出量(2.2t-CO ₂ /台) ※1 × 燃費改善率(0.11)※2 ※1 京都府実績 ※2 2017年度における地球温暖化対策計画の進捗状況(地球温暖化対策推進本部)より試算
(5) 森林の指標	森林吸収源と認められる森林整備面積	660,000	180千t-C※ × 44 ÷ 12 ※ 林野庁提供データ
(6)その他	京Verによるクレジット発生量	8,842	京都府実績

47

大規模排出事業者に対する排出量削減計画書制度に基づく排出量の推移



電気排出係数*	0.375	0.338	0.294	0.514	0.509
---------	-------	-------	-------	-------	-------

*京都府地球温暖化対策指針別表第2で定める係数のうち、関西電力(株)の数値を記載

(注)H23年度以降は現行の固定計画期間での運用(第一計画期間:H23～H25、第二計画期間:H26～H28、第三計画期間:H29～H32)。H22年度までは、それぞれの事業者が計画書を提出する年度を起点として3年間の計画を作成することとなっていたため、事業者により計画期間(年度)は異なる。(多くは、18～19年度(2年間)、20～22年度(3年間)を計画期間として実施)。なお、電気排出係数は、H20、H23、H26、H29に排出係数を更新。

48

条例における規定の位置づけ (義務規定・努力義務規定・支援等)

49

条例における規定の位置づけ

事業活動		※規定の区分:義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □	
対象者	項目	区分	条項
事業者	温室効果ガスの排出状況の把握	○	15条
特定事業者	特定事業者の環境マネジメントシステム導入 (府による公表)	◎	16条
事業者	環境報告書等による対策の実施状況の公表	○	17条
特定事業者	排出量削減計画書・報告書等の作成、提出、 総合評価(府による公表)	◎	18条、19条、19条の 2、20条
特定事業者以外の 事業者	排出量削減共同計画書・同報告書の提出可能	□	18条第2項
特定事業者	目的を達成するための補完的手段	□	21条
小売電気事業者	排出量削減計画書・報告書の提出 (府による公表)	◎	45-47条

建築物・緑化

※規定の区分:義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

■地球温暖化対策条例

対象者	項目	区分	条項
建築主	新築・増築建築物に係る省エネ・府内産木材の使用等の措置	○	22条第1項
特定建築主	特定建築物における府内産木材等の使用	◎	22条第2項
特定建築主	特定建築物排出量削減計画書の提出等(府による公表)	◎	23-26条
府民・事業者	建築物・敷地の緑化	○	27条第1項
特定緑化建築主	特定緑化建築物等の緑化	◎	27条第2項
特定緑化建築主	特定緑化建築物等の緑化計画書の提出等	◎	28-32条

■再生可能エネルギー導入促進条例

対象者	項目	区分	条項
建築主	建築物への再エネ設備の導入	○	再エネ条例6条第1項
建築業者	発注者への再エネ導入に関する情報提供	○	再エネ条例6条第2項
府民・事業者	建築業者への再エネ導入に係る知識の普及措置	○	再エネ条例6条第3項
特定建築主	特定建築物における再生可能エネルギーの導入	◎	再エネ条例7条第1項
特定建築主	特定建築物における効率的利用設備の導入	○	再エネ条例7条第2項
特定建築主	特定建築物再生可能エネルギー導入計画書の提出等(府による公表)	◎	再エネ条例7条第3,4項

自動車交通

※規定の区分:義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

対象者	項目	区分	条項
府民・事業者・観光旅行者等	公共交通機関等の利用による自動車等の使用抑制	○	33条第1項
自動車使用・保有者	エコドライブ実行	○	33条第2項
自動車運転者	アイドリング・ストップ実行	◎	34条
事業者	管理自動車を運転する者へのアイドリング・ストップ遵守指導	◎	35条
駐車場設置者・管理者	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	36条
自動車購入者等	エコカーの購入・使用	○	37条第1、2項
自動車販売事業者	新車の自動車環境情報の説明	◎	38条第1項
大規模自動車販売事業者	エコカーマイスターの設置	◎	38条第2項
事業者	エコカーの提供	○	37条第3項
大規模自動車管理者	エコドライブマイスターの設置	◎	39条
事業者	物流に係る温室効果ガス排出抑制	○	40条
特定事業者	エコ通勤対策に係る計画・報告書の作成・提出・公表	◎	18条第1項第4号

電気機器等・再生可能エネルギー

※規定の区分:義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

■地球温暖化対策条例

対象者	項目	区分	条項
事業者・府民	省エネ型電気機器等の優先的な使用等	○	41条
事業者	省エネ型電気機器等の提供及び情報提供	○	42条
特定電気機器等販売事業者	省エネラベル表示、特定電気機器等の省エネ性能説明	◎	43条第1、2項
大規模特定電気機器等販売事業者	省エネマイスターの設置	◎	43条第3項
事業者・府民	再生可能エネルギーの優先的利用	○	第44条
小売電気事業者	排出量削減計画書・報告書の提出 (府による公表)	◎	45-47条

■再生可能エネルギー導入促進条例

対象者	項目	区分	条項
事業者・府民	再生可能エネルギーの優先的利用	○	再エネ条例第4条
小売電気事業者	再生可能エネルギー電気供給拡大計画書、報告書の提出(府による公表)	◎	再エネ条例第9条

53

グリーン購入

※規定の区分:義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

事業者・府民	環境配慮事業者等からの環境物品等の購入等	○	48条第1項
事業者	環境物品等の購入等推進の方針の作成	○	48条第2項

廃棄物

府民・事業者・観光旅行者等	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)	○	49条
---------------	-----------------------	---	-----

環境教育・環境学習

府	事業者、府民等と連携した環境教育・環境学習の推進	○	50条第1項
事業者	従業員による地球温暖化防止活動の促進	○	50条第2項
大学等教育研究機関	地球温暖化防止に貢献する人材育成等	○	50条第3項
府民等	京都地球環境の日(2月16日)	□	51条

森林の保全・整備

※規定の区分：義務規定 ◎、努力義務 ○、支援 □

事業者・府民・NPO	森林の保全・整備・利用の推進	○	52条
特定建築主	特定建築物における府内産木材等使用<再掲>	◎	22条第2項

環境産業の育成

事業者・NPO・ 教育研究機関	環境技術の研究開発、環境産業の育成	○	53条
--------------------	-------------------	---	-----

国際環境協力

事業者・府民・NPO	国際環境協力の推進	○	54条
------------	-----------	---	-----

55

他府県における独自の条例規定

	施策分類	内 容
産業・業務	総量規制(削減義務化と削減取引の導入)	大規模事業所(原油換算エネルギー使用量1500kL/年以上の事業所等)における排出削減目標の設定・達成義務(東京都)
建築・開発	マンション性能表示	大規模マンション(床面積(増築の場合は増築部分)が2000m ² 以上)の建築主に対する広告への環境性能表示義務 等(埼玉県、神奈川県)
	建築物の外壁、窓の熱の損失防止のための措置義務	特定の建築物に対する建築物の外壁、窓の熱の損失防止のための措置義務(大阪府)
業務・家庭	地産地消推奨	域内の農水産物の優先的消費に対する努力義務 等(北海道、滋賀県、熊本県、鹿児島県)
	省エネ診断等事業者の登録制度	他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業を登録(ex:建築物等の省エネルギー診断事業、カーボンオフセット商品やプロジェクトの企画立案コンサル事業 等)(神奈川県)
	民間団体の低炭素活動認証	民間団体による地域での低炭素社会づくりに関する活動を知事が認定(滋賀県)

※各自治体HP掲載の温暖化対策関係条例、計画等から調査しており、全施策を網羅してはいない。

	施策分類	内 容
運輸	自動車に係る計画・報告書制度(事業用、通勤用)	自動車の使用に関する温室効果ガス排出抑制のための計画書の提出義務(群馬県、滋賀県)
	レンタカー事業者のエコカー説明努力義務	レンタカー事業者のエコカー性能に関する説明を行うことの努力義務(北海道)
	貨物運送業者の対策指針策定義務づけ	大規模荷主(従業員300人以上)の温室効果ガスの排出抑制方針の策定義務(埼玉県)
	低燃費車導入義務規定(期限付き)	特定の事業所における一定基準以上の低燃費車導入義務(東京都、埼玉県)
	大規模集客施設、事業所の対策指針策定義務づけ	集客施設における自家用自動車の使用に関し、温暖化対策実施方針の作成義務(埼玉県)
	荷主のEV充電器施設設置努力義務規定	荷主によるEV充電器施設設置の努力義務(東京都)

※各自治体HP掲載の温暖化対策関係条例、計画等から調査^{一覧}、全施策を網羅してはいない。

	施策分類	内 容
エネルギー	地域エネルギー有効利用関連規定	開発事業者に対してエネルギーの有効利用に関する指針の策定の努力義務、計画書の提出義務(東京都、神奈川県)
	発電設備計画書の作成義務	火力発電設備設置者に対して、発電設備の設置・運転に関する計画書の提出義務 (大阪府)
その他	努力義務違反に対する勧告制度	(東京都)

※各自治体HP掲載の温暖化対策関係条例、計画等から調査しており、全施策を網羅してはいない。